平成２３年（フ）第３８６号
大阪府東大阪市本町２番26号
債務者　杉江みゆき
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０１号
大阪府茨木市玉櫛１丁目５番13―208号
債務者　寺師　茂彦
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２３号
大阪市生野区巽中２丁目４番23号西川文化２Ｆ
債務者　川田　秀水
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６４号
大阪市東成区深江北１丁目５番18―201号
債務者　奥峪　広紀
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７２号
大阪府東大阪市御厨南３丁目３番14号北村方
債務者　河野　葉月
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０号
大阪府八尾市南本町６丁目６番40号
債務者　古澤　清美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９５号
大阪府門真市千石西町９番49―306号
債務者　佐栁　和美（旧姓川畑・三保木）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９６号
大阪府東大阪市上石切町１丁目８番９号―203号
債務者　森野眞由美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３０号
大阪府東大阪市若江東町２丁目７番３―310号
債務者　髙見　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３４号
大阪市住之江区西住之江３丁目12番４―403号
債務者　西浦　　操
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５号
大阪市平野区加美北５丁目９番４―304号
債務者　森本鉄工こと　森本　平治
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３号
大阪府八尾市高砂町５丁目33番地　府営住宅２―87号
債務者　川嶋　　茂
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０号
大阪府摂津市三島３丁目16番29号
債務者　髙橋　秀卓
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４号
大阪市西区本田１丁目10番18号　ロイヤルレスト本田７Ｆ
債務者　片山　義則
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番４―402号
債務者　柴田　幸次
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７９号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目11番４号　大宝菱屋西ロイヤルハイツ203号
債務者　加賀山千惠子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８５号
大阪市北区中崎西１丁目９番24号　中崎ハウス102号室
債務者　新田　敬次
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部